

建築物の環境への取組レベルがわかる

CASBEE 福岡 評価マニュアル

平成 24 年 改訂版



改訂にあたって

福岡市は、エネルギー消費の増加による地球温暖化の主原因である二酸化炭素排出量の増加や、ヒートアイランド現象が発生を防止するため、大量の資源・エネルギーを消費する建築分野における環境問題への取り組みとして、建築物の環境性能評価に関する制度「福岡市建築物環境配慮制度」を平成 19 年 10 月 1 日より施行しました。

全国的にも建築物の環境配慮への取り組みは一段と進み、また、低炭素社会やエネルギーに関する新たな取り組みも求められている中、福岡市建築物環境配慮制度についても、活用している評価システム「CASBEE-新築（簡易版）」の更新に伴い、福岡市の重点項目（特に配慮して頂きたい事項）や評価方法、活用方法の見直しを行いました。

本書は、福岡市建築物環境配慮制度の評価についてのマニュアルを改訂するものです。

福岡市では、さらなる建築主の環境に対する自主的な取り組みを促進し、快適で環境にやさしい建築物の誘導が図られることで、市民が安全で安心な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、ひいては持続可能な社会の構築及び地球環境の保全に寄与することを目指します。

平成 24 年

福岡市

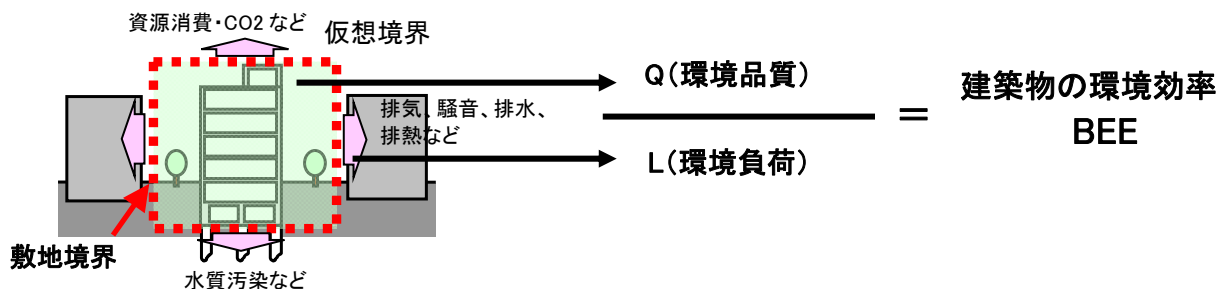
CASBEE とは

CASBEE（カスビー）とは、政府支援の元、産官学共同プロジェクトにより開発された『建築環境総合性能評価システム（**C**omprehensive **A**ssessment **S**ystem for **B**uilt **E**nvironment **E**fficiency）』の略称で、建物を環境性能で評価して格付けする手法です。

CASBEE による評価では「S ランク（素晴らしい）」から、「A ランク（大変良い）」「B⁺ ランク（良い）」「B⁻ ランク（やや劣る）」「C ランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられます。

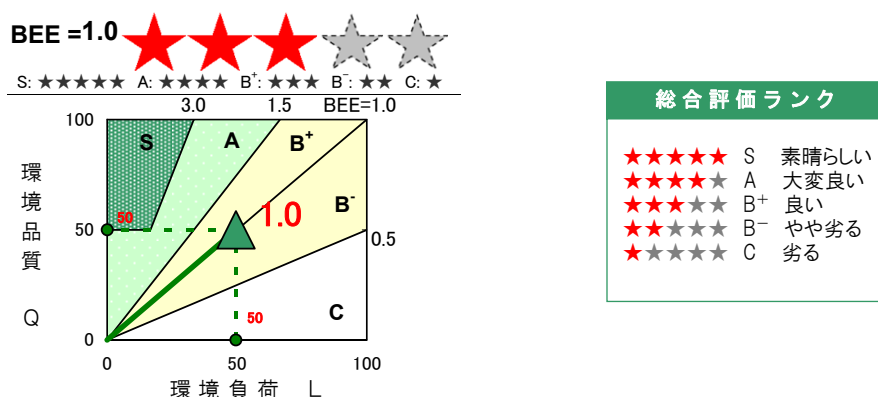
CASBEE では、建築物の総合的な環境性能を、建築物の環境品質（Q：Quality）と、建築物が外部に与える環境負荷（L：Load）の2つの要素に分けて評価します。

すなわち、より良い Q（環境品質）の建築物をより少ない L（環境負荷）で実現するための評価システムといえます。



縦軸に Q、横軸に L をとったグラフとして BEE は表示されます。原点（Q=0、L=0）および Q 値と L 値の座標点を結ぶ直線の傾斜が BEE 値を示します。

Q 値が高く、L 値が低いほどこの傾斜が大きくなり、よりサステナブルな性向を持った建築物と評価できます。



目 次

第1編 福岡市建築物環境配慮制度	5
1.1 制度の概要	5
1.2 対象建築物	5
1.3 届出の内容	6
1.4 公表	8
1.5 助言と報告の徴収	8
第2編 建築物環境配慮計画書の作成	9
2.1 作成手順	9
2.2 届出書様式	9
2.3 添付図書	10
第3編 CASBEE 福岡とは	12
3.1 CASBEE 福岡とは	12
3.2 「CASBEE-建築（新築）」の評価	13
3.3 福岡市の重点項目の評価	17
第4編 建築物環境性能表示及び届出について	23
4.1 建築物環境性能表示の目的	23
4.2 建築物環境性能表示の対象建築物	23
4.3 表示の内容	24
4.4 表示の届出	25
4.5 表示方法	28
4.6 購入者への説明	31
4.7 市民の方々へ	32
資 料 編	33
1. 福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱	33
2. 福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱施行細目	36
3. 福岡市建築物環境配慮指針	44
4. 福岡市建築物環境性能表示指針	48
5. 届出書様式の記入例	51
6. 都心部の範囲	56

第1編

福岡市建築物環境配慮制度

1.1 制度の概要

制度の対象となる建築物の建築主、設計者は「福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱」に従い、建築物の総合的な環境性能評価を、評価システム「CASBEE 福岡」を用いて行い、その結果を所定の様式で福岡市に届け出ていただくものです。

1.2 対象建築物

全ての建物用途で、以下のものが対象となります。

新築の場合	延べ面積が	5,000 m ² 超 / 1 棟	の新築
増改築の場合	増改築部分の面積が	5,000 m ² 超 / 1 棟	の増改築

これらの届出対象となる建築物を「**特定建築物**」と呼びます。

また、特定建築物を新築又は増築若しくは改築しようとする方を「**特定建築主**」と呼びます。

なお、上記対象規模以下の建築物（戸建住宅を除く）でも、届け出のあった場合は評価結果を公表します（要相談）。

注 意

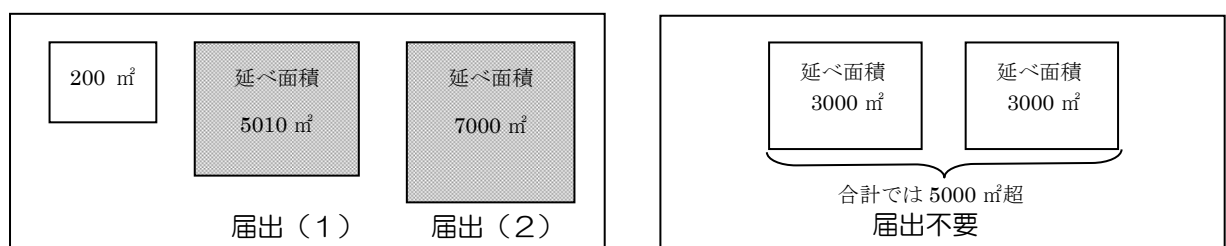
- 延べ面積は容積率計算の際に除外する部分も含めた面積で捉えてください。
- 増改築する場合は、既存部は含まず、増改築する部分の面積で捉えてください。

<増築の場合>



- ・ 同一敷地内に複数の対象となる建築物を計画する場合は、棟別に届出が必要です。

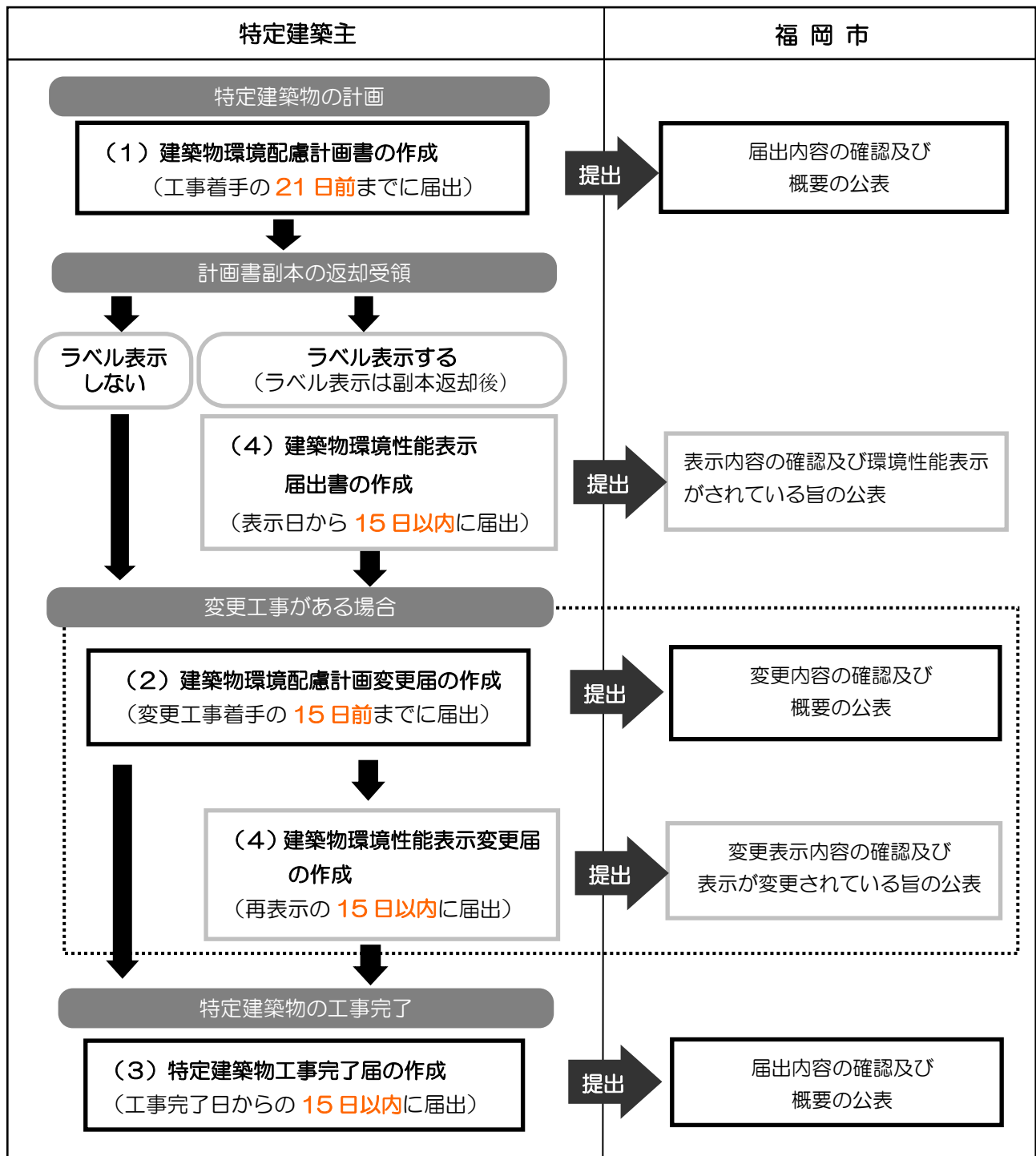
<同一敷地内に複数の建築物を計画する場合（用途上不可分等）>



1.3 届出の内容

特定建築物を新築や増改築する方(特定建築主)は、福岡市が定める様式に従って、以下の届出が必要です。

- ◆ 建築物環境配慮計画書（工事着手の 21 日前まで）
 - ◆ 建築物環境配慮計画書の変更（変更の工事着手の 15 日前まで）
 - ◆ 工事完了（工事完了日から 15 日以内）
 - ◆ 工事の取り止め（速やかに）
- } 正本・副本（計2部）を提出



(1) 建築物環境配慮計画書の届出

特定建築主の方は、工事に着手する 21 日前までに、届出をしてください。

届出は建築物環境配慮計画書（様式第 1 号）に、CASBEE 福岡の評価結果等を含む添付図書を添えて正本・副本（計 2 部）を提出してください。（作成方法は、第 2 編を参照）

(2) 建築物環境配慮計画書の変更の届出

建築物の設計変更等により既に届出をした内容に変更が生じる場合は、建築物環境配慮計画変更届（様式第 2 号）によって、変更の工事に着手する 15 日前までに、届出をしてください。（正本・副本 計 2 部）

変更届が必要な変更とは？

- 建築物の主たる用途の変更（CASBEE 福岡で評価した用途の変更）
- 延床面積の変更
- 建築物の設計変更等により、当該建築物の環境性能のうち、総合評価ランク、重点項目の評価レベルが、建築物環境配慮計画書の届出の際の評価結果から変更となる場合。
（※ 添付した図書・図面に変更があった場合には、変更後のものを添付してください。）
- 特定建築主の変更など

なお、特定建築物の新築等を取り止めた場合は、特定建築物工事取止届（様式第 4 号）により、速やかにその旨の届出をしてください。（正本・副本 計 2 部）

(3) 工事完了の届出

特定建築物の工事が完了した場合は、特定建築物工事完了届（様式第 3 号）によって、工事完了日から 15 日以内に、届出をしてください。（正本・副本 計 2 部）

なお、工事が完了したことは、ホームページなどにより公表します。

注 意

- 軽微な変更（変更届が不要な変更）があった場合は、完了届に変更点を記述したうえ、修正後の CASBEE 福岡の結果を、完了届と一緒に再提出してください。
- なお、軽微な変更として再提出を求めるのは、公表内容（CASBEE-建築（新築）評価結果シート、スコアシート、CASBEE 福岡評価シート）に変更が生じた場合です。
公表内容に変更がない場合は、再提出は不要です。
- その他、必要な資料を求めることがあります。

(4) 表示

特定建築主は、「CASBEE 福岡」による評価結果を、「CASBEE 福岡 評価マニュアル」に定める方法により表示することができます。

詳細は、第4編を参照してください。

1.4 公表

届出の概要は、インターネットのホームページなどにより公表します。

福岡市ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>

くらし・手続き > 住宅・引越し > 建築に関する手続き等 > 建築物環境配慮制度 > 計画書の公表

公表する内容は次のとおりです。

- ◆ 特定建築物の名称、所在地
- ◆ 特定建築主の氏名（法人にあっては、名称）
- ◆ 設計者の氏名（法人にあっては、名称）
- ◆ 特定建築物の概要
- ◆ CASBEE-建築（新築）評価結果シート
- ◆ CASBEE-建築（新築）スコアシート
- ◆ CASBEE 福岡評価シート
- ◆ 工事完了（予定）日

注 意

- 公表期間は、おおむね3年間とします。
- 特定建築主名・設計者名の情報の公表を希望されない場合は、届出時に担当窓口で申し出してください。
また、届出書欄外にその旨を記載してください。
- 公表の内容は、特定建築主の方が自主的に評価された概要を掲載します。
福岡市がその評価内容を認証したものではありません。

1.5 助言と報告の徴収

特定建築主に対して、建築物環境配慮計画書の内容について、助言を行うことがあります。

また、特定建築主に対して、特定建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることがあります。

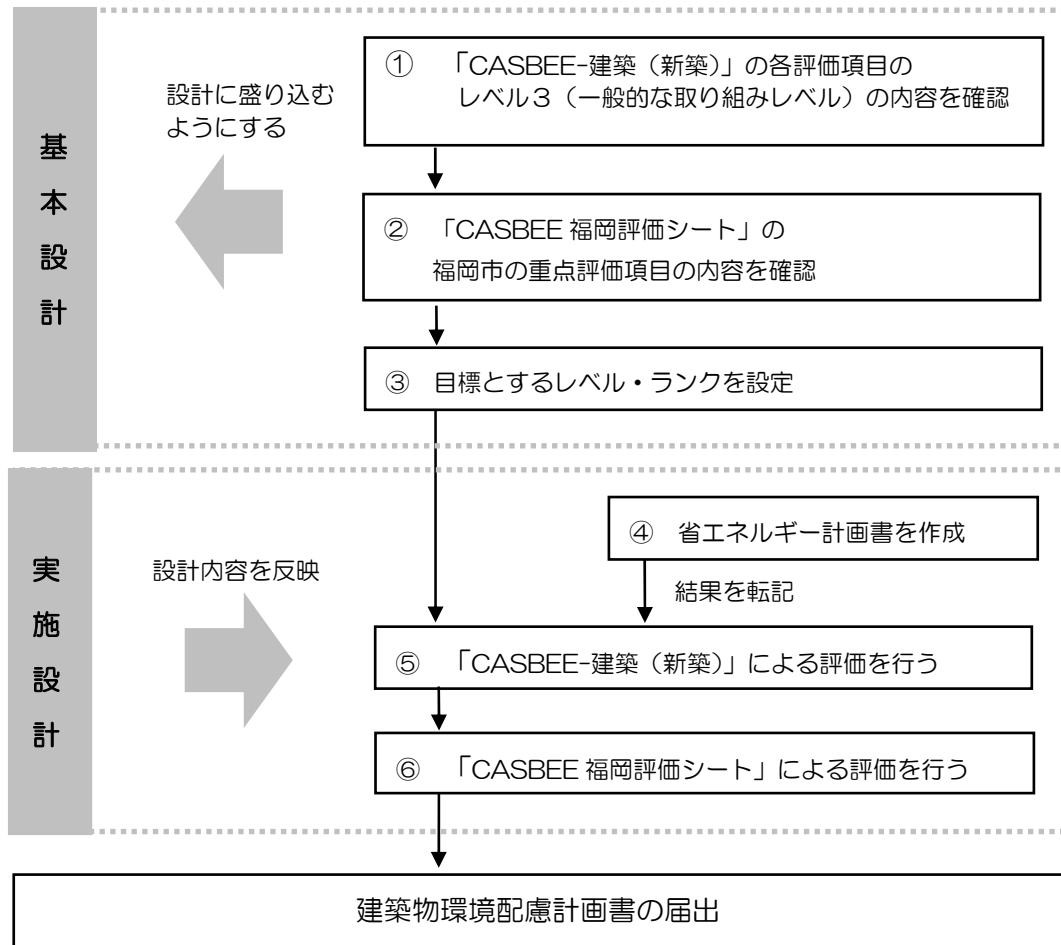
第2編

建築物環境配慮計画書の作成

2.1 作成手順

確実に効率的な環境配慮設計の為に、基本計画段階からの取組みが重要です。

基本設計段階から以下のようなチェックを行なう事が有効です。



2.2 届出書様式

建築物環境配慮計画書等の届出書様式は、福岡市のホームページからダウンロードすることができます。様式の記入例は 資料編 をご覧下さい。

様式のダウンロードはこちらから

福岡市ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>

くらし・手続き > 住宅・引越し > 建築に関する手続き等 > 建築物環境配慮制度 > 届出様式等

2.3 添付図書

建築物環境配慮計画書と一緒に、次の添付図書を提出してください。

※ 特定建築主に代わって、設計者等が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

I 評価ソフト

添付図書	備考
「CASBEE福岡評価シート」	福岡市ホームページからダウンロードして作成してください。
「CASBEE-建築（新築）」の ① メインシート ② 評価結果シート ③ スコアシート ④ 解説シート ⑤ 計画書シート ⑥ 排出係数シート ⑦ 配慮事項記入シート ⑧ LCCO2計算シート	住宅・建築SDGs推進センター（IBECs）または福岡市ホームページからダウンロードして作成してください。

II 建築関係図書

添付図書	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における特定建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上等外構
緑化計画図	緑地部分の面積、緑化率の計算式
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積、バルコニーや屋上緑化
立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
断面図・矩計図	縮尺、階高、各階の天井の高さ、建築物の高さ
内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ
計算書	昼光率、壁長さ比率

III 設備関係図書

添付図書	明示すべき事項
機器リスト	空気調和設備機器、換気設備機器、排煙設備機器、ボイラー、ポンプ類
空調ダクト系統図	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機器、ダクト類
空調配管系統図	配管口径、空気調和機
基準階平面図（設備）	給気口、排気口、給気機、排気機、空気調和機器、換気設備機器、ダクト類
衛生機器リスト	水槽類、ポンプ類、衛生機器類

添付図書	明示すべき事項
給排水系統図	給水、排水管等の材質、口径寸法、配置
電気設備関係図書	受変電設備、引込み図、系統図
照明関係図、照度計算書	制御区画、設計照度
情報通信関係図書	情報通信設備、引込み図、システム図、系統図
省エネルギー措置の概要	省エネルギー計画書の写し
エネルギー関係図書	空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機のエネルギーの消費量及び効率、構造

Ⅳ 重点項目に関する図書

「CASBEE 福岡評価シート」の福岡市の重点項目において、採用している対策がある場合は、該当する対策について根拠となる資料を添付してください。

建物の種類		添付図書	明示すべき事項
用途	住宅	住宅性能表示	劣化対策等級
	非住宅	構造特記仕様書	躯体材料におけるリサイクル材の使用状況
立地	都心部	配置図 緑化計画図 各階平面図	「Q3 3.2 敷地内温熱環境の向上」、 「LR3 2.2 温熱環境悪化の改善」 のポイント取得根拠
	一般部	配置図 緑化計画図	「Q3 1. 生物環境の保全と創造」 のポイント取得根拠
すべての建物		設備関係図書	「太陽光発電」「太陽熱発電」「その他自然エネルギー利用」の設置状況
		節水計画書	「節水機器」「再生水利用設備」「雨水利用設備」の設置状況
		緑化計画書	「建物緑化」「中高木植栽」「地表面緑化」の状況
		福岡市建築基準法施行条例第6条の2「適合する旨の文書」および関係図書	「耐震性向上」「免震」「制振装置」の設置、または取組状況

Ⅴ 高レベルとなる項目に関する図書

各項目において、評価がレベル4以上になった項目には根拠となる資料を添付して下さい。

注 意

- 内容が十分分かるものであれば、複数の図書をひとつの図書で兼用可能です。
- 図面や根拠資料に、各評価項目の箇所が分かるように明示して下さい。
(評価項目番号の記載や、カラーマーカー明示等)
- CASBEE 福岡評価シートの再提出(変更届または工事完了の届出)をする場合には、変更に係る部分に該当する関係図書も、一緒に提出してください。
- 工事完了の届出時に、その他、必要な資料を求めることがあります。

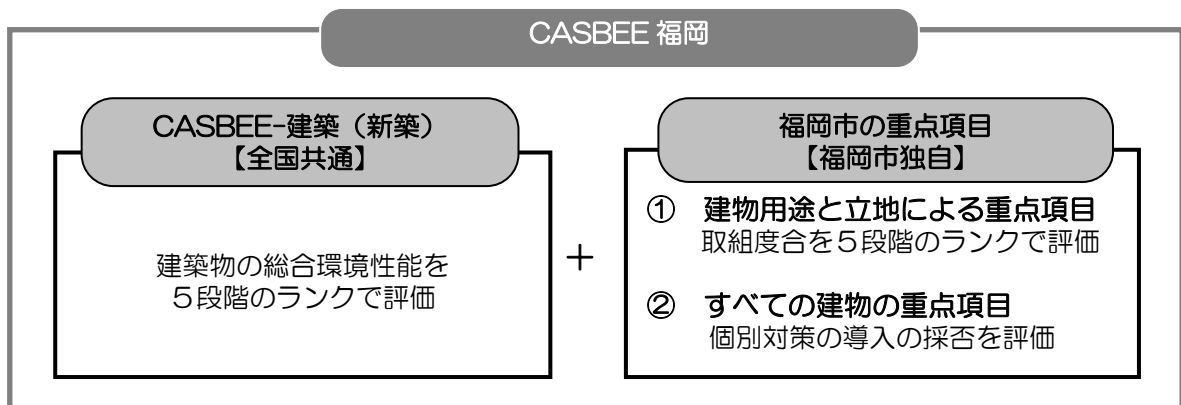
第3編

CASBEE 福岡とは

3.1 CASBEE 福岡とは

福岡市建築物環境配慮制度では、建築物の環境配慮の取り組みを評価する評価システムとして、「CASBEE 福岡」を用います。

「CASBEE 福岡」は、「CASBEE-建築（新築）」による全国レベルでの評価結果を活用し、これに加えて福岡市の地域性を考慮した「福岡市の重点項目」への取り組みを評価する、福岡市独自のものです。



「CASBEE福岡」の評価には、

「CASBEE-建築(新築) 評価ソフト」及び「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」、

「CASBEE福岡評価シート」及び「CASBEE 福岡 評価マニュアル（本書）」を利用します。

「CASBEE-建築（新築）」「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」の入手方法

「CASBEE 福岡 評価シート」、「CASBEE 福岡 評価マニュアル」の入手方法

以下のホームページアドレスからダウンロードできます。

福岡市ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>

くらし・手続き > 住宅・引越し > 建築に関する手続き等 > 建築物環境配慮制度 > 評価ソフト・マニュアル

3.2 「CASBEE-建築（新築）」の評価

（１）評価項目

「CASBEE-建築（新築）」では、以下の評価項目について、評価を行います。

LR 建築物の環境負荷低減性		
LR1 エネルギー	LR2 資源・マテリアル	LR3 敷地外環境
1 建物外皮の熱負荷抑制	1 水資源保護 1.1 節水 1.2 雨水利用・雑排水等の利用	1 地球温暖化への配慮
2 自然エネルギー利用		
3 設備システムの高効率化	2 非再生性資源の使用量削減 2.1 材料使用量の削減 2.2 既存建築躯体等の継続使用 2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用 2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用 2.5 持続可能な森林から産出された木材 2.6 部材の再利用可能性向上への取組み	2 地球環境への配慮 2.1 大気汚染防止 2.2 温熱環境悪化の改善 2.3 地域インフラへの負荷抑制
4 効率的運用 4.1 モニタリング 4.2 運用管理体制	3 汚染物質含有材料の使用回避 3.1 有害物質を含まない材料の使用 3.2 フロン・ハロンの回避	3 周辺環境への配慮 3.1 騒音・振動・悪臭の防止 3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制 3.3 光害の抑制

Q 建築物の環境品質		
Q1 室内環境	Q2 サービス性能	Q3 室外環境（敷地内）
1 音環境 1.1 室内騒音レベル 1.2 遮音 1.3 吸音	1 機能性 1.1 機能性・使いやすさ 1.2 心理性・快適性 1.3 維持管理	1 生物環境の保全と創出
2 温熱環境 2.1 室温制御 2.2 湿度制御 2.3 空調方式	2 耐用性・信頼性 2.1 耐震・免震・制震・制振 2.2 部品・部材の耐用年数 2.4 信頼性	2 まちなみ・景観への配慮
3 光・視環境 3.1 昼光利用 3.2 グレア対策 3.3 照度 3.4 照明制御	3 対応性・更新性 3.1 空間のゆとり 3.2 荷重のゆとり 3.3 設備の更新性	3 地域性・アメニティへの配慮 3.1 地域性への配慮、快適性の向上 3.2 敷地内温熱環境の向上
4 空気室環境 4.1 発生源対策 4.2 換気 4.3 運用管理		

（２）評価方法

CASBEE-建築（新築）の評価は、「CASBEE-建築（新築）評価マニュアル」に従って評価してください。

◆ CASBEE Q&A

CASBEE についてのQ&Aについては、以下のホームページアドレスから閲覧することができます。

アドレス https://www.ibec.or.jp/CASBEE/qanda/qanda_building.htm

1-1 建物概要

建物名称や用途、場所、規模、構造など、プロジェクトの概要が表示される。

2 CASBEE の評価結果

建築物自体に関わる環境性能評価項目の評価結果を表示する欄である。

2-1 建築物の環境効率（BEE：Built Environment Efficiency）

Q（建築物の環境品質）とL（建築物の環境負荷）の評価結果から算出される「建築物の環境効率：BEE」を表示する。

CASBEE では、BEE の傾きに従って S（大変優れている）、A、B+、B-、C（劣る）からの5ランクに分割される領域によって建築物の総合的な環境性能評価結果をランキングする。

それぞれのランクは表に示す評価の表現に対応し、分かり易いように赤星印の数で表現される。

ランク	評価		BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	赤★★★★★
A	Very Good	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	赤★★★★★
B+	Good	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	赤★★★★★
B-	Fairly Poor	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	赤★★★★★
C	Poor	劣る	BEE=0.5 未満	赤★★★★★

2-2 ライフサイクル CO₂（温暖化影響チャート）

地球温暖化の影響を計るために、地球温暖化ガスとして代表的な二酸化炭素（CO₂）がどれくらい排出されるかという総量に換算して比べるのが一般的であり、CO₂ 排出の量を建築物の一生で足し合わせたものを、建築物の「ライフサイクル CO₂（LCCO₂）」と呼んでいる。

この欄では、参照値と評価対象建物の LCCO₂ が表示され、参照値における LCCO₂ 排出量を 100%としたときの、評価対象建物の LCCO₂ 排出率（%）が棒グラフで表示される。

- ① 参照値（省エネ法の建築主の判断基準に相当する省エネ性能などを想定した標準的な建物の LCCO₂）
- ② 評価対象建物の LCCO₂：建築物での取組み（エコマテリアルや建物の長寿命化、省エネルギーなどの取組み）を評価した結果
- ③ 上記+②以外のオンサイト手法（敷地内の太陽光発電など）を利用した結果
- ④ 上記+オフサイト手法（グリーン電力証書、カーボンクレジットの購入など）を利用した結果
（標準計算においては、③と④は同じ数値が表示される。）

LCCO2 性能の表示をより明確に示すために、LCCO2 の大きさに応じて、ランク表示される。具体的には、評価建物の LCCO2 の比率（排出率）に応じて、以下の判定基準により、緑☆☆☆☆～緑☆☆☆☆☆☆を表示する。

LCCO2 排出率	ランク表示
30%以下 （≡運用段階のゼロ・エネルギー）	緑☆☆☆☆☆☆
60%以下 （≡運用段階の 50%省エネ）	緑☆☆☆☆☆☆
80%以下 （≡運用段階の 30%省エネ）	緑☆☆☆☆☆☆
100%以下 （≡現行の省エネ基準を満足）	緑☆☆☆☆☆☆
100%を超える （非省エネビル）	緑☆☆☆☆☆☆

2-3 大項目の評価（レーダーチャート）

Q1 から LR3 まで 6 分野毎の得点が左上のレーダーチャートに一括して示され、評価建物における環境配慮の特徴が一目でわかるようになっている。

2-4 中項目の評価（バーチャート）

Q（建築物の環境品質）は、表の上欄に「Q1 室内環境」、「Q2 サービス性能」、「Q3 室外環境（敷地内）」の分野ごとの評価結果が棒グラフで表示される。また、LR（建築物の環境負荷低減性）は表の下欄に、「LR1 エネルギー」、「LR2 資源・マテリアル」、「LR3 敷地外環境」の評価結果が同様に表示される。

3 設計上の配慮事項

評価建物の環境配慮の全体像を第三者が把握し易くするために、環境配慮設計における配慮事項を表示する。配慮事項記入シートの、「総合」、「Q1」～「LR3」、「その他」の各欄に記述された内容がそのまま表示される。

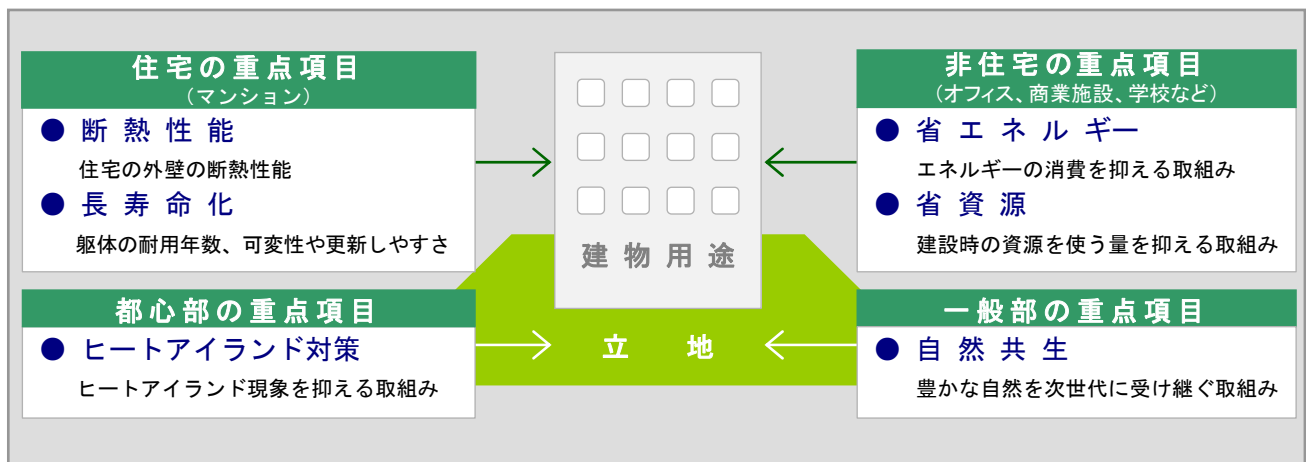
3.3 福岡市の重点項目の評価

(1) 評価項目

CASBEE には建築物の環境性能を総合的に評価するため多数の環境配慮項目がありますが、本市の地域特性をふまえ「CASBEE 福岡」では以下のような重点項目が設定されています。

① 建物用途と立地による重点項目

評価建物の用途（住宅、非住宅）と立地（都心部、一般部）に従って、次のような重点項目の取組度合を評価していただきます。評価した結果は、星（★）の数により5段階で表されます。



② すべての建物の重点項目

次のような取組みの有無を届け出て頂き、表示します。



1 建物概要

プロジェクトの概要および「総合評価」の結果（ランク、BEE）を表示する欄です。

「CASBEE-建築（新築）」の評価結果を参照しながら、以下について入力（転記）してください。

ア) 建物名称

イ) BEE ランク } CASBEE-建築（新築）の結果表示シート「2-1 建築物の環境効率」から
ウ) BEE } 転記

エ) 建物用途 ; プルダウンメニュー（「住宅」「非住宅」）から選択

集合住宅を含む複合用途の建築物では、過半を占める主用途で、用途の区分（「住宅」または「非住宅」）を判断します。

オ) 立地 ; プルダウンメニュー（都心部、一般部）から選択

評価する建物の立地については、資料編「6.都心部の範囲」を参照してください。

2 重点項目への取組み度

本市の地域特性をふまえた「CASBEE 福岡」の重点項目の評価結果を行います。

「CASBEE-建築（新築）」の評価結果を参照しながら、以下について入力（転記）してください。

カ) 使用した「CASBEE-建築（新築）」評価マニュアルの名称

キ) 使用した「CASBEE-建築（新築）」評価ソフト名及びそのバージョン

① 建物用途と立地による重点項目

「1 建物概要」で選択した建物用途と立地から、評価建物の用途と立地に応じて設定されている重点項目が自動的に出力されます。

評価にあたっては、「CASBEE-建築（新築）」の評価結果（「スコアシート」）を参照しながら、以下について「重点項目シート」に入力（転記）してください。

【 建物用途による重点項目 】

建物用途	重点項目	転記する評価項目	転記内容	評価方法
「住宅」 の場合	断熱性能	「LR1/1.建物外皮の熱負荷抑制」	スコア値 (1～5)	スコア値 ＝得点
	長寿命化	「Q2/2.2.1 躯体材料の耐用年数」 「Q2/3 対応性・更新性」	スコア値 (1～5)	スコア値の平均値 ＝得点
「非住宅」 の場合	省エネルギー	「LR1 エネルギー」	スコア値 (1～5)	スコア値 ＝得点
	省資源	「LR2/2.2 既存建築躯体等の継続使用」 「LR2/2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用」	スコア値 (1～5)	スコア値＝評価が 高い方のスコア値

注 意

住宅の重点項目である「断熱性能」の項目については、複合用途建物の場合、建物全体ではなく「集合住宅」の評価レベルを入力してください。

【立地による重点項目】

立地	重点項目	転記する評価項目	転記内容	評価方法
「都心部」 の場合	ヒートアイランド 対策	「Q3/3.2 敷地内温熱環境の向上」 「LR3/2.2 温熱環境悪化の改善」	「評価する取 組」の評価ポイ ントの合計	2項目の 合計ポイント数に 応じた得点※
「一般部」 の場合	自然共生	「Q3/1. 生物環境の保全と創出」	スコア値 (1～5)	スコア値＝得点

※ ヒートアイランド対策の評価方法

「Q3/3.2 敷地内温熱環境の向上」「LR3/2.2 温熱環境悪化の改善」の2項目の合計ポイント数に応じて以下のような得点とします。

2項目の合計ポイント数	得点
0ポイント	1点
1～9ポイント	2点
10～19ポイント	3点
20～29ポイント	4点
30ポイント以上	5点

② すべての建物の重点項目

次に掲げる取組みの有無について、評価します。

【自然エネルギー利用】

次の対策が導入されているか、採否をプルダウンメニュー(「O」「X」)で入力します。(複数入力可)

- ・太陽光発電設備を設置している。
 - ・太陽熱給湯設備を設置している。
 - ・その他自然エネルギー設備を設置している。
- ；採用されている対策を具体的に記述してください。(地中熱利用設備、・・・)

注 意

その他自然エネルギー設備については、CASBEE 建築(新築)「LR1/2 自然エネルギー利用」の評価する取組みとして、評価対象となった対策を記述します。

【水資源保護】

次の対策が導入されているか、採否をプルダウンメニュー（「○」「×」）で入力します。

（複数入力可ですが、表示については、行う対策の中から1つプルダウンメニューから選択します。）

- 「節水機器使用」
- 「再生水利用」
 - ；採用している場合はさらに「個別」「広域」「個別+広域」システムかを選択します。
- 「雨水等利用」

【緑化の状況】

次の対策が導入されているか、採否をプルダウンメニュー（「○」「×」）で入力します。（複数入力可）

- 「建物緑化」 ；屋上や外壁を緑化している。
- 「中高木植栽」 ；中高木(植栽時点で 1m 以上)を植栽している。
- 「地表面緑化」 ；地表面を緑化している。

【耐震・免震】

次の対策が導入されているか、採否をプルダウンメニューで入力します（複数入力不可）。

- 「耐震性向上」 ；25%増の耐震性を有する。
- 「制振」 ；制振装置を導入している。
- 「免震」 ；免震装置を導入している。

(3) 評価結果



1 総合評価

「1 建物概要」で入力した BEE ランクから、自動計算され、取組み度合いとして星（★）の数により、5段階のランクで表示されます。

ランク	総合評価
S	★★★★★
A	★★★★☆
B ⁺	★★★★☆
B ⁻	★★★☆☆
C	★★☆☆☆

2 重点項目評価

① 建物用途と立地による重点項目

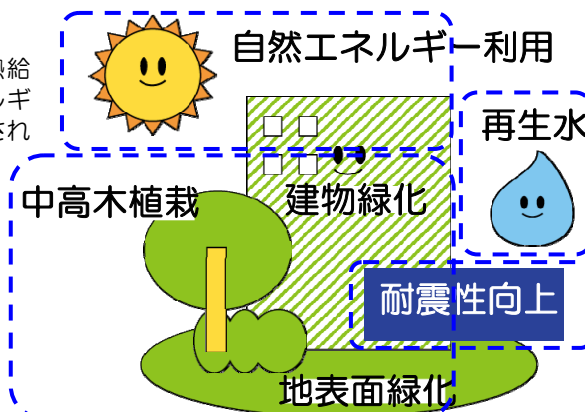
評価建物の用途と立地に応じて設定されている重点項目（3項目）の得点が自動計算され、取組み度合いとして星（★）の数により、5段階のランクで表示されます。

得点	重点評価
4.5 点以上	★★★★★
3.5 点以上	★★★★☆
2.5 点以上	★★★★☆
1.5 点以上	★★★☆☆
1.5 点未満	★★☆☆☆

② すべての建物の重点項目

採用されている対策がイラストと文字で表示されます。

- 自然エネルギー利用
「太陽光発電」「太陽熱給湯」「その他自然エネルギー」導入の採否が表示されます。
- 緑化の状況
「建物緑化」「中高木植栽」「地表面緑化」の採否が表示されます。



- 水資源保護
「再生水の利用」「節水器具の使用」「雨水利用」の採否が表示されます。
- 耐震・免震
「耐震性向上」「免震」「制振装置」の取組の採否が表示されます。

第4編

建築物環境性能表示及び届出について

マンションやオフィスの建築主が、CASBEE 福岡の評価結果を活用し広告等に建物の環境性能をラベル表示することができ、環境配慮の取組みをわかりやすくお知らせすることができます。

4.1 建築物環境性能表示の目的

建築物環境性能表示は次のことを目的としています。

- ◆ 建築物購入者、賃借人に分かりやすく情報提供し、環境に配慮した建築物を選択しやすいようにすること
- ◆ 建築主の地球温暖化対策に対する自主的な取組を促進すること
- ◆ 地球温暖化対策に配慮した建築物が市場で評価される仕組みをつくること

4.2 建築物環境性能表示の対象建築物

対象となる建築物については、次のとおりです。

【特定建築物】

延べ床面積（増築又は改築の場合はそれぞれ当該増改築に係る部分の面積）の合計が5,000 m²を超える建築物の新築、増築、改築

⇒ 販売や賃貸を目的とした広告を行う際には、広告中に建築物環境性能を示す標章（ラベル）の表示を任意で行うことができます。また、表示をした場合は、その旨の届出が必要です。

【特定建築物以外の建築物】

延べ床面積（増築又は改築の場合はそれぞれ当該増改築に係る部分の面積）の合計が5,000 m²以下の建築物のうち、任意で建築物環境配慮計画書を提出した建築物。

⇒ 販売や賃貸を目的とした広告を行う際には、広告中に建築物環境性能を示す標章（ラベル）の表示を任意で行うことができます。なお、表示をした場合には、その旨の届出が必要です。

4.3 表示の内容

福岡市建築物環境性能表示は、以下のようなラベルで建物の環境性能を表示します。



1 総合評価

「1 建物概要」で入力した BEE ランクから、自動計算され、取組み度合いとして星(★)の数により、5段階のランクで表示されます。

ランク	総合評価
S	★★★★★
A	★★★★☆
B ⁺	★★★★☆
B ⁻	★★★☆☆
C	★★☆☆☆

2 福岡市の重点評価

① 建物用途と立地による重点項目

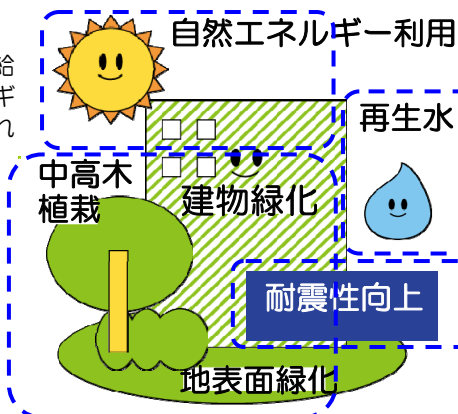
評価建物の用途と立地に応じて設定されている重点項目(3項目)の得点が自動計算され、取組み度合いとして星(★)の数により、5段階のランクで表示されます。

得点	重点評価
4.5 点以上	★★★★★
3.5 点以上	★★★★☆
2.5 点以上	★★★★☆
1.5 点以上	★★★☆☆
1.5 点未満	★★☆☆☆

② すべての建物の重点項目

採用されている対策がイラストと文字で表示されます。

- 自然エネルギー利用
「太陽光発電」「太陽熱給湯」「その他自然エネルギー」導入の採否が表示されます。
- 緑化の状況
「建物緑化」「中高木植栽」「地表面緑化」の採否が表示されます。

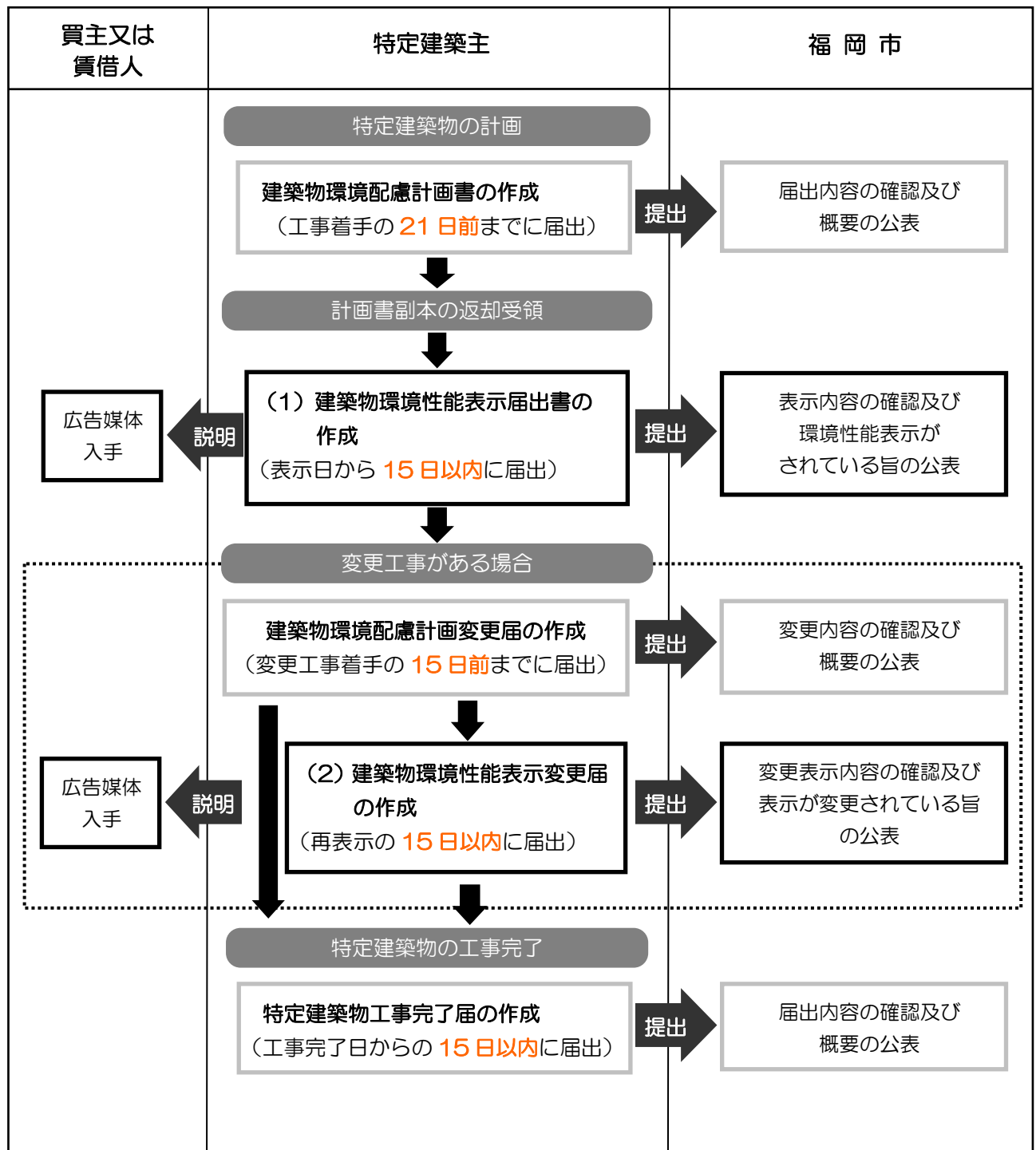


- 水資源保護
「再生水の利用」「節水器具の使用」「雨水利用」の採否が表示されます。
- 耐震・免震
「耐震性向上」「免震」「制振装置」の取組の採否が表示されます。

4.4 表示の届出

建築物環境性能表示を行った場合は、福岡市が定める様式に従って、以下の届出が必要です。

- ◆ 建築物環境性能表示の届出
(環境性能表示を広告に表示させた日から 15 日以内)
 - ◆ 建築物環境性能表示変更の届出
(変更後の表示を広告に表示させた日から 15 日以内)
- } 正本・副本（計 2 部）を提出



（１）建築物環境性能表示の届出

計画書を提出した建築主は、建築物環境性能表示を広告に表示したときは、表示した日から起算して 15 日以内に、建築物環境性能表示（変更）届出書（様式第 5 号）に広告又はその写しを添付して届け出てください。

注 意

- 同じ建築物の広告を複数回にわたって行う場合は、最初に表示を行った広告時にのみ届出を行ってください。
- 同一敷地内に建築物が複数棟ある場合で、広告時期が異なる場合は、それぞれの建築物ごとに最初に表示を行った広告時に届出を行ってください。

① 建築物環境性能表示（変更）届出書

建築物環境性能表示（変更）届出書（様式第 5 号）は、福岡市のホームページからダウンロードすることができます。

様式の記入例は 資料編 をご覧下さい。

様式のダウンロードはこちらから

福岡市ホームページ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>

くらし・手続き > 住宅・引越し > 建築に関する手続き等 > 建築物環境配慮制度 > 計画書の公表

② 添付図書

表示する広告又はその写しを届出書に添付してください。

磁気的方法又は光学的方法、その他人の知覚によって認識することができない方法により記録したもの（CD、DVD、ビデオテープなど）やインターネットの利用によるものの場合は、広告内容及び建築物環境性能表示の内容を印刷したものを広告の写しとして添付してください。

（２） 変更がある場合

建築物環境性能表示を広告に表示し、表示の内容に以下の変更が生じた場合は、変更後の新たな建築物環境性能表示を、速やかに広告に表示し、届出をしてください。

変更届が必要な変更とは？

- ・ 重点項目の評価を示す星印（★）の数、またはイラスト表示に変更が生じる場合
- ・ 総合評価の星印（★）の数に変更が生じる場合

変更の届出は、変更後の建築物環境性能表示を広告に表示した日から起算して 15 日以内に、建築物環

境性能表示（変更）届出書（様式第5号）に変更後の表示を行った広告、またはその写しを添付して届けてください。

注 意

- 変更したことが分かるよう、変更した内容の説明を環境性能表示と一緒にわかりやすく表示してください。
例： 「総合評価」については、評価が変更になっています。（評価を変更しました）
「ヒートアイランド 対策」については、星印（★）2つから3つに変更になっています。
- 建築物の購入や賃借をしようとする方や、既に契約を締結した方に対し、変更内容を説明するようにしてください。

4.5 表示方法

カラーの場合



白黒の場合



① サイズ

大きさは、書面による場合、縦 42 mm以上、横 60 mm以上とします。

CASBEE 福岡の評価ソフトにより出力された標章を拡大する場合は、図（Windows メタファイル）形式によるなどして、文字やシンボル、★印などの配置や大きさなどについての割合、比率を変更しないで使用してください。

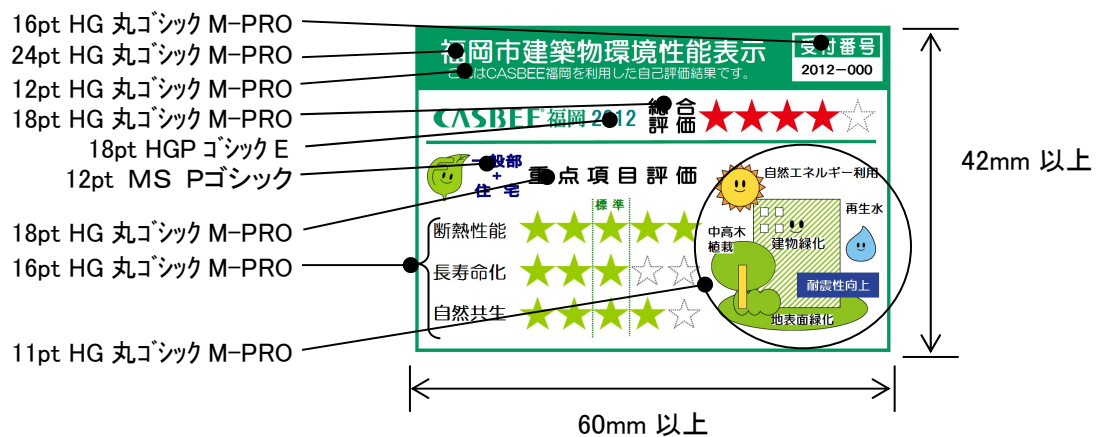
② 色指定

下記の CMYK 値の比率の色になるように印刷してください。

カラーの場合（4色分解による色指定）	白黒の場合
基本（緑） (C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%)	基本（スミ100%） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
総合評価 星部分（赤） (C:0%、M:100%、Y:80%、K:0%)	基本（スミ100%） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
重点項目評価 星部分（黄緑） (C:50%、M:0%、Y:100%、K:0%)	重点項目評価 星部分（スミ50%） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:50%)
未得点星印（薄灰点線枠） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:80%)	未得点星印（スミ100%） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
黒文字 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)	黒文字 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
白文字 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)	白文字 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)
各イラストの輪郭 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)	各イラストの輪郭 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
太陽のイラスト（自然エネルギー利用） 太陽（コロナ） (C:0%、M:50%、Y:80%、K:0%)	太陽のイラスト（自然エネルギー利用） 太陽（コロナ） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:80%)

太陽（中央） (C:0%、M:15%、Y:80%、K:0%)	太陽（中央） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)
滴（しずく）のイラスト（水資源保護） (C:50%、M:5%、Y:0%、K:0%)	滴（しずく）のイラスト（水資源保護） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:40%)
建築物のイラスト（緑化の状況） 屋上緑化時（緑の斜線部分） (C:50%、M:0%、Y:100%、K:0%)	建築物のイラスト（緑化の状況） 屋上緑化時（緑の斜線部分） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:60%)
樹木のイラスト（中高木植栽） 中高木植栽時（緑） (C:50%、M:0%、Y:100%、K:0%)	樹木のイラスト（中高木植栽） 中高木植栽時（緑） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:60%)
中高木植栽時（幹） (C:00%、M:15%、Y:80%、K:5%)	中高木植栽時（幹） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:80%)
地表面のイラスト 地表面緑化時 (C:50%、M:0%、Y:100%、K:0%)	地表面のイラスト 地表面緑化時 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:60%)
地表面緑化なし時（レンガ） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)	地表面緑化なし時（レンガ） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
地震のマーク（耐震性向上） (C:90%、M:80%、Y:0%、K:0%)	地震のマーク（耐震性向上） (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)

③ 文字指定



この文字サイズは、縦 103mm × 横 150mm の時のものです。

④ 複合用途の建物を表示する場合

集合住宅を含む複合用途の建築物では、過半を占める主用途で、用途の区分（「住宅」または「非住宅」）を判断し、表示します。

⑤ 同一敷地内で複数の建築物を表示する場合

建築物一棟ごとに建築物環境性能表示を表示することが原則です。

同一敷地内の複数棟のうち、一部が建築物環境性能表示の対象となる場合は、対象となる建築物についてのみ一棟ごとに建築物環境性能表示を表示することが原則です。

この場合、建築物と建築物環境性能表示との対応関係が分かるよう、対象となる棟名などを建築物環境性能表示の隣接した箇所にわかりやすく表示するなどしてください。

なお、評価結果が全く同一となる建築物が複数棟ある場合には、まとめて1つの建築物環境性能表示とすることができます。

4.6 購入者への説明

建築物環境性能表示をした建築主及び販売等受託者は、当該建築物を購入または賃借しようとする方に対し、当該建築物に係る次の事項について説明をするよう努めてください。

- ◆ 建築物環境配慮計画書が示す環境性能
- ◆ 建築物環境性能表示の標章（ラベル）が示す内容と評価の意味
- ◆ 建築物環境配慮計画書の内容の概要が福岡市のホームページに掲載されること
- ◆ 建築物環境性能表示が福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱・同表示基準に基づく表示であること
- ◆ 表示内容は建築主が自ら評価した建築物環境配慮計画書に基づいたものであること
- ◆ 建築物環境性能表示を変更した場合は、その変更内容

注 意

● 宅地建物取引業法の重要事項説明との関係

建築物環境性能表示の内容は宅地建物取引業法が定める重要事項には該当しません。

しかし、福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱では建築物を購入または賃借する方が環境に配慮した建築物を選択しやすくするためにわかりやすい情報提供を求めています。

● 適正な表示

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱の関連規定、不当景品類及び不当表示防止法、不動産の表示に関する公正競争規約（不動産公正取引協議会連合会）など、関連法令等を遵守し適正な表示を行ってください。

● 対象外の建築物の取扱い

建築物環境性能表示制度の対象とならない建築物の広告に建築物環境性能表示の標章（ラベル）を表示することはできません。

また、福岡市建築物環境性能表示であるとの誤認を招くような標章（ラベル）の表示は行わないでください。

● 建築物環境性能表示は福岡市が認証を与えるものではなく、建築主の自主的な環境配慮への取組結果を表示するものです。

4.7 市民の方々へ

市民の方々が表示を見る場合は、以下にご注意ください。

◆ **表示は義務ではありません。**

環境性能表示は、事業者が住宅の新築時に任意で利用するものであり、市内の新築住宅、全ての広告に表示があるとは限りません。

◆ **表示を利用する住宅であっても、その全ての広告に表示があるとは限りません。**

◆ **表示は自己評価に基づきます。**

環境性能表示は、その内容を市が評価し認証したものではありません。

市が設けた基準を用いて事業者（建築主）が自主的な環境配慮への取り組みの自己評価を表示するものです。

◆ **評価の時期、評価ソフトのバージョンに注意しましょう。**

【評価の時期】

- ・表示の評価は、計画時点での評価です。
- ・表示内容の評価に変更が生じた後、再度広告を行う場合は、変更に応じた評価の表示がされます。最初に表示をご覧になった以降にその内容に変更がないか、事業者を確認してください。

【評価ソフトのバージョン】

- ・表示の元になるCASBEEの評価を行うための計算ソフトは、建築技術の進歩、環境指標の変更等に伴い改訂されていきます。
- ・表示の左中央に評価を行ったソフトのバージョンが記されています。

【評価の有効期限】

- ・評価内容の有効期限は約3年とされており、長期間に渡る性能を保証するものではありません。

◆ **色々な条件のもとでの評価であることもあります。**

表示の元となるCASBEEによる評価は、一つの棟の代表的な住戸（居室）について評価を行っています。

このため、表示された評価が当てはまらない住戸（居室）がある場合は、表示と一緒に下記のような説明が表示がされます。

例：「〇〇〇」の評価については、一部の住戸で該当しないものがあります。

◆ **表示内容の説明を求めてください。**

事業者が表示を利用する場合は、購入（賃借）しようとする方に、表示された環境性能の内容を説明するよう努めることになっています。

資料編

1. 福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱

制 定 平成19年 7月24日

改 正 平成24年10月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、建築物に係る総合的な環境評価に関して必要な事項を定め、建築主の環境に対する自主的な取り組みを促進することにより、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図り、市民が安全で安心な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、もって持続可能な社会の構築及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建築物 次に掲げる建築物をいう。
 - ア 延べ面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の延べ面積）が5,000平方メートルを超える建築物
 - イ 法第52条第14項第1号の規定に基づく許可を受ける建築物
 - ウ 法第59条の2第1項の規定に基づく許可を受ける建築物
- (2) 特定建築主 特定建築物の新築等（新築又は増築若しくは改築をいう。以下同じ。）をしようとする者をいう。

(建築物環境配慮指針等の策定)

- 第3条** 市長は、特定建築物の新築等に際して、当該特定建築物の環境品質・性能の向上及び当該特定建築物による外部環境負荷の低減を図られるようにするため、建築物に係る環境配慮に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、建築物に関する環境への配慮に係る性能（以下「環境性能」という。）の評価を表記した標章（以下「建築物環境性能表示」という。）の様式及び表示内容に関する指針（以下「表示指針」という。）を定めるものとする。

(特定建築主の責務)

第4条 特定建築主は、特定建築物の新築等をしようとする場合においては、建築物環境配慮指針の定めるところにより当該建築物に係る総合的な環境評価を行い、当該建築物の環境品質・性能の向上及び当該建築物による外部環境負荷の低減に努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市長は、建築主による建築物の建築に係る環境への負荷の低減等環境の保全に関する自主的な取り組みを促進するため、建築物の環境配慮等環境の保全及び創造に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(建築物環境配慮計画書の届出及び公表)

- 第6条** 特定建築主は、特定建築物の新築等の工事をしようとするときは、細目で定めるところにより、その内容を市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、細目に定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(建築物環境配慮計画書の変更の届出)

第7条 特定建築主は、前条第1項の規定による届出の内容について、細目で定める事項に変更が生じる場合は、細目で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(工事完了の届出)

第8条 特定建築主は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、細目で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(工事の取りやめの届出)

第9条 特定建築主は、特定建築物の新築等を取り止めた場合は、細目で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(建築物環境性能表示の標示)

第10条 特定建築主は、細目で定めるところにより、表示指針に基づき、建築物環境性能表示を標示することができる。

2 特定建築主は、特定建築物の販売若しくは賃貸又はそれらの媒介を他人に委託した場合において、販売若しくは賃貸又はそれらの媒介の委託を受けた者(以下「販売等受託者」という。)に、細目で定めるところにより、表示指針に基づき、建築物環境性能表示を標示させることができる。

(建築物環境性能表示の標示の届出)

第11条 特定建築主は、前条第1項の規定により建築物環境性能表示を標示し、又は同条第2項の規定により標示させたときは、細目で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。届け出た内容に変更が生じた場合についてもまた同様とする。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

(環境性能の説明)

第12条 特定建築主及び販売等受託者は、第10条第1項又は第2項の規定により建築物環境性能表示を標示した特定建築物に係る環境性能の内容について、当該特定建築物を購入又は賃借しようとする者に対し、環境性能の内容を説明するよう努めるものとする。

(助言)

第13条 市長は、特定建築物の環境品質・性能の向上及び特定建築物による外部環境負荷の低減のため、特定建築主に対し、必要な助言を行うことができる。

(報告)

第14条 市長は、特定建築主に対し特定建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 平成 19 年 10 月 1 日より前において、工事に着手された建築物については、この要綱の規定は適用しない。
- 2 この要綱の施行の日から 21 日を経過するまでの間に、工事に着手される特定建築物に係る要綱第 6 条の規定の適用については、細目中「新築等の工事に着手する日の 21 日前までに」とあるのは、「新築等をする場合速やかに」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の日前において、工事に着手された建築物については、平成 24 年 10 月 1 日から施行されることとなる改正後の要綱の規定は適用しない。

2. 福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱施行細目

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱施行細目

制 定 平成24年10月 1日

(趣旨)

第1条 この細目は、福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物環境配慮計画書の届出)

第2条 要綱第6条第1項の規定による届出は、当該届出に係る工事に着手する日の21日前までに、建築物環境配慮計画書（様式第1号）に、別表1に定める図書を添えて行うものとする。

(建築物環境配慮計画書の公表)

第3条 要綱第6条第2項（要綱第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を公表して行うものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる事項については、特定建築主及び設計者との協議により公表しないことができる。

- (1) 特定建築物の名称及び所在地
 - (2) 特定建築主の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 - (3) 設計者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
 - (4) 特定建築物の概要
 - (5) 特定建築物の環境効率
 - (6) 建築物環境配慮指針に定める福岡市の重点項目の取組内容
 - (7) 建築物環境配慮指針に定める環境配慮事項の評価結果
- 2 要綱第6条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする
- (1) 住宅都市局建築指導部建築審査課での公衆への縦覧
 - (2) 住宅都市局ホームページへの掲載

(建築物環境配慮計画書の変更の届出)

第4条 要綱第7条第1項の細目で定める事項は、前条第1項第1号から第6号に掲げるものとする。

- 2 要綱第7条第1項の規定による届出は、前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項の変更に係るものである場合にあっては当該変更後速やかに、同項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係るものである場合にあっては当該変更に係る工事に着手する日の15日前までに、建築物環境配慮計画変更届（様式第2号）に、当該変更の内容を示した図書を添えて行うものとする。

(工事完了の届出)

第5条 要綱第8条第1項の規定による届出は、当該届出に係る工事が完了した日から15日以内に、特定建築物工事完了届（様式第3号）により行うものとする。また、前条には該当しない配慮指針による環境性能の評価内容に変更があった場合は、当該変更の内容を示した図書を添えるものとする。

(工事の取りやめの届出)

第6条 要綱第9条第1項の規定による届出は、特定建築物工事取止届（様式第4号）により行うものとする。

（建築物環境性能表示の標示）

第2条 要綱第10条第1項の規定による標示は、次の表に定めるところによる。

標示の目的	使用する媒体
(1) 特定建築物の全部又は一部の販売又は賃貸を目的とした広告	新聞、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するもの
	インターネットその他の電磁的方法
(2) 自社の環境配慮の取組についてのPR	特定建築物の敷地内に掲示する方法

（建築物環境性能表示の標示の届出）

第3条 要綱第11条第1項の規定による届出は、建築物環境性能表示（変更）届（様式第5号）により行うものとする。

附 則**（施行期日）**

この細目は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

この細目の施行の日から21日を経過するまでの間に、工事に着手される特定建築物に係る第2条の規定の適用については、同条中「新築等の工事に着手する日の21日前までに」とあるのは、「新築等をする場合速やかに」とする。

別表 1

添付図書	作成方法，明示すべき事項等
CASBEE福岡評価シート	福岡市ホームページからダウンロードして作成し，併せて電子データでCASBEE 福岡評価シート（Excel ファイル）を提出
CASBEE-新築（簡易版）の ① メインシート ② 評価結果シート ③ スコアシート ④ 解説シート ⑤ 計画書シート ⑥ 排出係数シート ⑦ 配慮事項記入シート ⑧ LCC02計算シート	建築環境省エネルギー機構（IBEC）または福岡市ホームページからダウンロードして作成し，併せて電子データでCASBEE-新築（簡易版）（Excelファイル）を提出
付近見取図	方位，道路，目標となる地物
配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における特定建築物の位置，敷地に接する道路の位置及び幅員，舗装仕上等外構
緑化計画図	緑地部分の面積，緑化率の計算式
各階平面図	縮尺，方位，間取，各室の用途・面積，有効採光面積，自然換気面積，バルコニー及び屋上緑化
立面図	縮尺，開口部の位置，屋根仕上げ及び外壁仕上げ
断面図・矩計図	縮尺，階高，各階の天井の高さ及び建築物の高さ
内部仕上表	主要な室の床・壁・天井の仕上げ
計算書	昼光率及び壁長さ比率
機器リスト	空気調和設備機器，換気設備機器，排煙設備機器，ボイラー及びポンプ類
空調ダクト系統図	給気口，排気口，給気機，排気機，空気調和機器及びダクト類
空調配管系統図	配管口径及び空気調和機
基準階平面図（設備）	給気口，排気口，給気機，排気機，空気調和機器，換気設備機器及びダクト類
衛生機器リスト	水槽類，ポンプ類及び衛生機器類
給排水系統図	給水，排水管等の材質，口径寸法及び配置
電気設備関係図書	受変電設備，引込み図及び系統図
照明関係図，照度計算書	制御区画及び設計照度
情報通信関係図書	情報通信設備，引込み図，システム図及び系統図
省エネルギー措置の概要	省エネルギー計画書の写し
エネルギー関係図書	空気調和設備，機械換気設備，照明設備，給湯設備及び昇降機のエネルギーの消費量及び効率並びに構造
「CASBEE福岡」の重点項目に係る取組内容説明図書	「CASBEE福岡」の重点項目に係る取組内容
その他市長が必要と認める図書	建築物の環境品質・性能の向上及び建築物による外部環境負荷の低減のための措置について参考となる事項

様式第 1 号

建築物環境配慮計画書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号
住 所氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の 名称及び所在地	名 称 所 在 地		
工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築	他制度の適用	☐ 有 () ☐ 無
用途別床面積 及び延べ面積	☐ 事務所 (m ²) ☐ 学校 (m ²) ☐ 物販店 (m ²) ☐ 飲食店 (m ²) ☐ 集会所 (m ²) ☐ 病院 (m ²) ☐ ホテル (m ²) ☐ 集合住宅 (m ²) ☐ 工場 (m ²) 延べ面積 m²		
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
高さ		階数	地上 階 / 地下 階
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
構造	造	環境性能表示の予定	☐ 有 ☐ 無
設計者	氏 名 郵便番号 所 在 地 電話番号		
建築物環境配慮計画書 作成者氏名			
連絡先	氏 名 電話番号		
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄		

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

様式第 2 号

建築物環境配慮計画変更届

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号
住 所氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地		名 称 所 在 地	
建築物環境配慮計画書 の受付番号			
環境性能表示の標示の 有無		☐ 有 ☐ 無	
変更事項	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更事項に係る図書			
連絡先		氏 名 電話番号	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

様式第3号

特定建築物工事完了届

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号
住 所氏 名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地		名 称 所 在 地	
建築物環境配慮計画書の 受付番号			
工事完了年月日			
建築物環境配慮計画変更届 の有無		☐ 有 ☐ 無	
上記以外 の変更	有無	☐ 有 ☐ 無	
	変更 事項	変更 前	
		変更 後	
	変更事項に 係る図書		
連絡先		氏 名 電話番号	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 「変更事項」の欄には、建築物環境配慮計画変更届で届け出た事項については記入を要しません。
 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
 3 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 4 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

様式第 4 号

特定建築物工事取止届

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号
住 所氏 名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地	名 称 所 在 地
建築物環境配慮計画書 の受付番号	
環境性能表示の標示の 有無	☐ 有 ☐ 無
取りやめの理由	
連絡先	氏 名 電話番号
備考	
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

様式第 5 号

建築物環境性能表示（変更）届

平成 年 月 日

（あて先）福岡市長

（届出者）郵便番号
住 所氏 名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地		名 称 所 在 地	
建築物環境配慮計画書の 受付番号			
標示の概要		標 示 日 : 標示場所 : 標示内容 : 別添のとおり	
標示を変更した 場合の変更内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
販売受託者等 （該当する場合のみ記入）		氏 名 電話番号	
連絡先		氏 名 電話番号	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

3. 福岡市建築物環境配慮指針

福岡市建築物環境配慮指針

制 定 平成24年10月 1日

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第3条第1項に基づき，建築物に係る環境配慮に関する指針に関する指針を次のとおり定める。

1 特定建築物の環境配慮事項

- (1) 特定建築主は，特定建築物の新築等に当たり，当該特定建築物の環境の品質・性能の向上及び当該特定建築物による外部環境負荷の低減を図るため，次に掲げる項目に配慮するものとする。

Q1 室内環境	1 音環境	1.1 騒音	室内騒音レベル
		1.2 遮音	開口部遮音性能
			界壁遮音性能
			界床遮音性能（軽量衝撃源）
			界床遮音性能（重量衝撃源）
		1.3 吸音	
	2 温熱環境	2.1 室温制御	室温
			外皮性能
			ゾーン別制御性
		2.2 湿度制御	
		2.3 空調方式	
	3 光・視環境	3.1 昼光利用	昼光率
			方位別開口
			昼光利用設備
		3.2 グレア対策	昼光制御
		3.3 照度	
		3.4 照明制御	
	4 空気質環境	4.1 発生源対策	化学汚染物質
		4.2 換気	換気量
			自然換気性能
			取り入れ外気への配慮
		4.3 運用管理	CO2の監視
			喫煙の制御
Q2 サービス性能	1 機能性	1.1 機能性・使いやすさ	広さ・収納性
			高度情報通信設備対応
			バリアフリー計画
		1.2 心理性・快適性	広さ感・景観
			リフレッシュスペース
			内装計画

	2 耐用性・信頼性	1.3 維持管理	維持管理に配慮した設計		
			維持管理用機能の確保		
		2.1 耐震・免震	耐震性		
			免震・制振性能		
			2.2 部品・部材の耐用年数	躯体材料の耐用年数	
				外壁仕上材の補修必要間隔	
				主要内装仕上材更新必要間隔	
				空調換気ダクトの更新必要間隔	
		空調・給排水配管の更新必要間隔			
		主要設備機器の更新必要間隔			
		2.4 信頼性	空調・換気設備		
			給排水・衛生設備		
			電気設備		
	機械・配管支持方法				
	通信・情報設備				
	3 対応性・更新性	3.1 空間のゆとり	階高のゆとり		
			空間の形状・自由さ		
		3.2 荷重のゆとり			
		3.3 設備の更新性	空調配管の更新性		
			給排水管の更新性		
			電気配線の更新性		
			通信配線の更新性		
			設備機器の更新性		
		バックアップスペースの確保			
Q3 室外環境 (敷地内)		1 生物環境の保全と創出			
		2 まちなみ・景観への配慮			
	3 地域性・アメニティへの配慮	3.1 地域性への配慮、快適性の向上			
		3.2 敷地内温熱環境の向上			
LR1 エネルギー	1 建物の熱負荷抑制				
	2 自然エネルギー利用	2.1 自然エネルギーの直接利用			
		2.2 自然エネルギーの変換利用			
	3 設備システムの高効率化				
	4 効率的運用	4.1 モニタリング			
		4.2 運用管理体制			
LR2 資源・ マテリアル	1 水資源保護	1.1 節水			
		1.2 雨水利用・雑排水等の利用	雨水利用システム導入の有無		
			雑排水等利用システム導入の有無		
	2 非再生性資源の使	2.1 材料使用量の削減			

		2.2 既存建築躯体等の継続使用	
		2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用	
		2.4 非構造材料におけるリサイクル材の使用	
		2.5 持続可能な森林から産出された木材	
		2.6 部材の再利用可能性向上への取組み	
	3 汚染物質含有材料の使用回避	3.1 有害物質を含まない材料の使用	
		3.2 フロン・ハロンの回避	消火剤
発泡剤			
	冷媒		
LR3 敷地外環境	1 地球温暖化への配慮		
	2 地域環境への配慮	2.1 大気汚染防止	
		2.2 温熱環境悪化の改善	
		2.3 地域インフラへの負荷抑制	雨水排水負荷低減
			汚水処理負荷抑制
			交通負荷抑制
	廃棄物処理負荷抑制		
	3 周辺環境への配慮	3.1 騒音・振動・悪臭の防止	騒音
			振動
			悪臭
		3.2 風害・砂塵・日照障害の抑制	風害の抑制
			砂塵の抑制
			日照障害の抑制
		3.3 光害の抑制	屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策
			昼光の建物外壁による反射光(グレア)への対策

(2) 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たり、次に掲げる項目を福岡市の地域性を考慮した福岡市の重点項目として、特に配慮するものとするものとする。

地域別重点評価項目	都心部	ヒートアイランド対策	敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善
	一般部	自然共生	生物環境の保全と創出
用途別重点評価項目	住宅	断熱性能	建物の熱負荷抑制
		長寿命化	躯体材料の耐用年数 対応性・更新性
	非住宅	省エネルギー	エネルギー
		省資源	既存建築躯体等の継続使用 躯体材料におけるリサイクル材の使用
すべての重点評価項目		自然エネルギー利用 水資源保護 緑化の状況 耐震・免震	

備考 この表における「都心部」とは、住宅都市局で定義されたものとし、「一般部」とは、都心部以外の地域とする。

2 環境配慮事項の評価基準・評価方法

- (1) 特定建築物の環境の品質・性能の向上及び当該特定建築物による外部環境負荷の低減を図るための環境配慮事項の評価基準は、財団法人建築環境・省エネルギー機構に設けられた建築物の総合的環境評価研究委員会において開発されたシステムである、建築環境総合性能評価システムCASBEEのうち、CASBEE-新築（簡易版）によるものとし、評価方法は、CASBEE-新築（簡易版）評価マニュアルによるものとする。
- (2) 福岡市の地域性を考慮した福岡市の重点項目の環境配慮事項の評価基準は、CASBEE福岡評価シートによるものとし、評価方法は、CASBEE福岡評価マニュアルによるものとする。

4. 福岡市建築物環境性能表示指針

福岡市建築物環境性能表示指針

制 定 平成24年10月 1日

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、建築物環境性能表示の様式及び標示方法に関する指針を次のとおり定めるものとする

- 1 建築物環境性能表示の様式
別記建築物環境性能表示の様式のとおりとする。
- 2 建築物環境性能表示の標示方法
 - (1) 建築物環境性能表示は、福岡市建築物環境配慮指針で定める基準・評価方法により得られる評価を、別表第1及び別表第2に定めるところにより標示することにより行う。
 - (2) 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものでなければならない。
 - (3) 要綱第10条第1項又は第2項の規定による建築物環境性能表示の標示は、福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱施行細目第7条の表使用する媒体の欄に掲げる媒体の見やすいところに1箇所以上標示することとする。
 - (4) 前号の場合において、複数の特定建築物を同一の広告に掲載する場合は、当該特定建築物ごとに建築物環境性能表示を標示することとし、当該特定建築物とこれに対応する建築物環境性能表示との関係が分かるように標示することとする。ただし、同一の広告内に同じ評価の特定建築物が複数ある場合は、同じ評価の特定建築物については一つの建築物環境性能表示の標示によることができることとする。

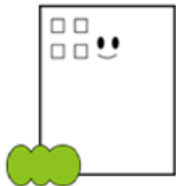
建築物環境性能表示の様式



別表第 1

CASBEE 福岡による環境性能の評価結果				建築物環境性能表示	
				表示項目	表示内容
総合評価		建築物の環境効率 (BEE ランク)	S	総合評価	★ ★ ★ ★ ★
			A		★ ★ ★ ★ ☆
			B ⁺		★ ★ ★ ☆ ☆
			B ⁻		★ ★ ☆ ☆ ☆
			C		★ ☆ ☆ ☆ ☆
地域別 重点評価項目	都心部	敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善	5	ヒートアイランド対策	★ ★ ★ ★ ★
			4		★ ★ ★ ★ ☆
			3		★ ★ ★ ☆ ☆
			2		★ ★ ☆ ☆ ☆
			1		★ ☆ ☆ ☆ ☆
	一般部	生物環境の保全と創出	5	自然共生	★ ★ ★ ★ ★
			4		★ ★ ★ ★ ☆
			3		★ ★ ★ ☆ ☆
			2		★ ★ ☆ ☆ ☆
			1		★ ☆ ☆ ☆ ☆
用途別 重点評価項目	住宅	建物の熱負荷抑制	5	断熱性能	★ ★ ★ ★ ★
			4		★ ★ ★ ★ ☆
			3		★ ★ ★ ☆ ☆
			2		★ ★ ☆ ☆ ☆
			1		★ ☆ ☆ ☆ ☆
		躯体材料の耐用年数 対応性・更新性	5	長寿命化	★ ★ ★ ★ ★
			4		★ ★ ★ ★ ☆
			3		★ ★ ★ ☆ ☆
			2		★ ★ ☆ ☆ ☆
			1		★ ☆ ☆ ☆ ☆
	非住宅	エネルギー	5	省エネルギー	★ ★ ★ ★ ★
			4		★ ★ ★ ★ ☆
			3		★ ★ ★ ☆ ☆
			2		★ ★ ☆ ☆ ☆
			1		★ ☆ ☆ ☆ ☆
		既存建築躯体等の継続使用 躯体材料におけるリサイクル材の使用	5	省資源	★ ★ ★ ★ ★
			4		★ ★ ★ ★ ☆
			3		★ ★ ★ ☆ ☆
			2		★ ★ ☆ ☆ ☆
			1		★ ☆ ☆ ☆ ☆

別表第 2

建築物の 環境配慮項目	建築物環境性能表示内容			
自然エネルギー 利用	あり			なし
	 自然エネルギー利用			(表示しない)
水資源保護	節水機器 導入	再生水利用 (広域・個別)	雨水等 利用	なし
	節水機器 	再生水 	雨水等 	(表示しない)
緑化への配慮	屋上緑化・壁面緑化			なし
				
	地表面緑化			なし
				
	中高木植栽			なし
	中高木 植栽 			(表示しない)
耐震・免震	耐震性 1.25 倍以上	免震装置 導入	制震装置 導入	なし
	耐震性向上	免 震	制 振	(表示しない)

5. 届出書様式の記入例

(1) 建築物環境配慮計画書の記入例

様式第1号

建築物環境配慮計画書

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の 名称及び所在地	名 称 〇〇ビルディング 所 在 地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
工事種別	■新築 □増築 □改築	他制度の適用	■有 (総合設計制度) □無
用途別床面積 及び延べ面積	■事務所 (〇, 〇〇〇㎡) □学校 (㎡) □物販店 (㎡) □飲食店 (㎡) □集会所 (㎡) □病院 (㎡) □ホテル (㎡) □集合住宅 (㎡) □工場 (㎡) 延べ面積 〇, 〇〇〇 ㎡		
敷地面積	〇, 〇〇〇㎡	建築面積	〇, 〇〇〇㎡
高さ	〇〇. 〇〇m	階数	地上〇〇階 / 地下〇階
工事着手予定日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	工事完了予定日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
構造	鉄筋コンクリート造	環境性能表示の予定	■有 □無
設計者	氏 名 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇 所 在 地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
建築物環境配慮計画書 作成者氏名	株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇		
連絡先	氏 名 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この計画書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

(2) 建築物環境配慮計画変更届の記入例

様式第2号

建築物環境配慮計画変更届

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地		名 称 〇〇ビルディング 所 在 地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
建築物環境配慮計画書の受 付番号		〇〇〇〇-〇〇〇〇	
環境性能表示の標示の有無		☒ 有 ☐ 無	
変更事項	変更前	(変更事項について、変更する前の状況を具体的に記入してください)	
	変更後	(変更事項について、変更する後の状況を具体的に記入してください)	
変更の理由		(変更する理由を具体的に記入してください)	
変更事項に係る図書		(変更事項に係る図書を具体的に記入してください)	
連絡先		氏 名 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

(3) 特定建築物工事完了届の記入例

様式第3号

特定建築物工事完了届

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地		名 称 〇〇ビルディング 所 在 地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
建築物環境配慮計画書の 受付番号		〇〇〇〇-〇〇〇〇	
工事完了年月日		平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
建築物環境配慮計画変更届 の有無		☒ 有 ☐ 無	
上記以外の変 更	有無	☒ 有 ☐ 無	
	変更事 項	変更前	(軽微な変更事項について、変更する前の状況を具体的に記入してください)
		変更後	(軽微な変更事項について、変更する後の状況を具体的に記入してください)
	変更事項に 係る図書		(軽微な変更事項に係る図書を具体的に記入してください)
連絡先		氏 名 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 「変更事項」の欄には、建築物環境配慮計画変更届で届け出た事項については記入を要しません。
- 2 ※印のある欄は、記載しないでください。
- 3 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
- 4 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

(4) 建築物取止届の記入例

様式第4号

特定建築物工事取止届

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地	名 称 〇〇ビルディング 所 在 地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
建築物環境配慮計画書の 受付番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇		
環境性能表示の標示の有無	☒ 有 ☐ 無		
取りやめの理由	<u>(取り止めする理由を具体的に記入してください)</u>		
連絡先	氏 名 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
備考			
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

(5) 建築物環境性能表示届出書の記入例

様式第5号

建築物環境性能表示（変更）届

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 福岡市長

(届出者) 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
 氏 名 株式会社 〇〇〇〇
 代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあては、その名称及び代表者の氏名)

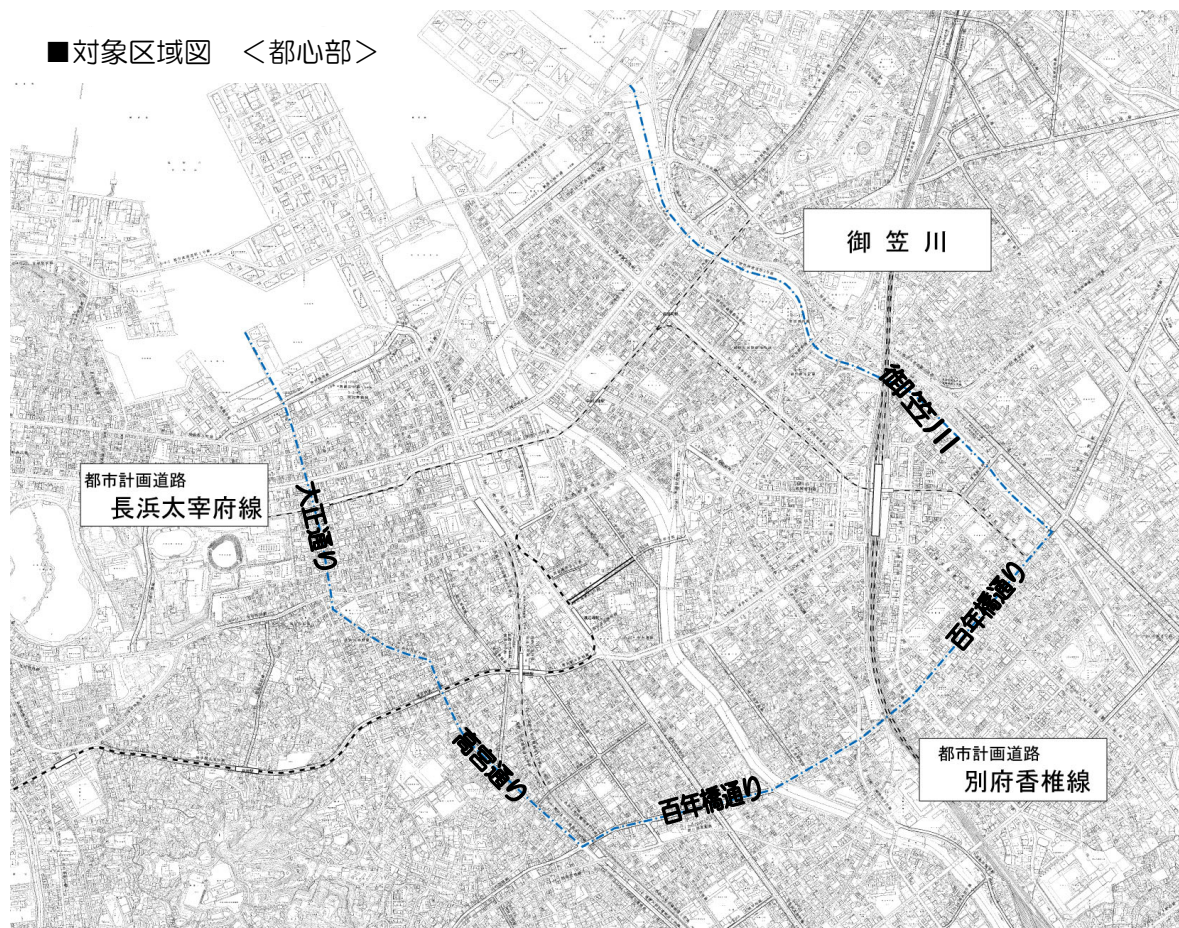
福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称 及び所在地		名 称 〇〇ビルディング 所 在 地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
建築物環境配慮計画書の 受付番号		〇〇〇〇-〇〇〇〇	
標示の概要		標 示 日：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 標示場所：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 標示内容： 別添のとおり	
標示を変更した 場合の変更内容	変更前	(変更事項について、変更する前の状況を具体的に記入してください)	
	変更後	(変更事項について、変更する後の状況を具体的に記入してください)	
変更の理由		(変更する理由を具体的に記入してください)	
販売受託者等 (該当する場合のみ記入)		氏 名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
連絡先		氏 名 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。
 2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。
 3 届出義務者（建築主）に代わって代理人が届出を行う場合は、委任状を添付してください。

6. 都心部の範囲

CASBEE 福岡で評価する際に「都心部」とする範囲は、下図の点線の範囲内としています。



CASBEE福岡 評価マニュアル

平成24年4月発行（第1刷）

令和5年3月 一部改訂

発行 福岡市

編集 福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課
福岡市中央区天神 1-8-1